

長野県森林づくり県民税条例

(平成 19 年 12 月 27 日条例第 58 号)

(趣旨等)

第 1 条 この条例は、県土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止等の多面にわたる機能を有する森林から全ての県民が等しくその恵みを受けていること並びにこれらの機能を持続的に発揮させるための森林資源の利用及び活用による継続的な森林づくりが重要であることに鑑み、そのための森林づくりの実施、森林の多様な利用及び活用の推進その他の施策に要する経費の財源を確保するため、県民税に係る長野県県税条例（昭和 25 年長野県条例第 41 号）の特例等を定めるものとする。

2 この条例の規定に基づき長野県県税条例第 22 条及び第 28 条第 1 項に規定する県民税の均等割の税率に加算する額の名称は、長野県森林づくり県民税とする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第 2 条 平成 20 年度から平成 25 年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、長野県県税条例第 22 条の規定にかかわらず、同条に定める額に 500 円を加算した額とする。

2 平成 26 年度から令和 4 年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、長野県県税条例第 22 条及び附則第 11 条の 4 の規定にかかわらず、同条に定める額に 500 円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第 3 条 平成 20 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間（以下この項において「特例期間」という。）を開始する各事業年度又は特例期間における地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 52 条第 2 項第 3 号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、長野県県税条例第 28 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における長野県県税条例第 28 条第 2 項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「長野県森林づくり県民税条例（平成 19 年長野県条例第 58 号）第 3 条第 1 項」とする。

(基金の積立て)

第 4 条 知事は、長野県森林づくり県民税に係る収入額に相当する額を、資金積立基金条例（昭和 39 年長野県条例第 15 号）の規定に基づく長野県森林づくり県民税基金として積み立てるものとする。

(検証、評価等)

第 5 条 知事は、毎年度、あらかじめ、長野県森林づくり県民税をもってその経費の財源とする事業（以下この条において「事業」という。）の内容及び目標を定め、公表するものとする。

2 知事は、毎年度終了後、当該年度における事業の実施状況等について検証及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

3 知事は、第 1 項の規定により事業の内容及び目標を定め、又は前項の規定により検証及び評価を行うに当たっては、県民、学識経験者、市町村等により構成される会議の意見を聴くものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(資金積立基金条例の一部改正)

2 資金積立基金条例の一部を次のように改正する。

別表の長野県森林整備地域活動支援基金の項の次に次のように加える。

長野県森林づくり 県民税基金	緊急に行う必要のある森林づくりに関する施策の推進を図る。	緊急に行う必要のある間伐その他の森林づくりに関する事業の推進に要する費用の財源に充てる。
-------------------	------------------------------	--

(施行期日)

附 則 (平成 20 年 4 月 30 日条例第 27 号抄)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第 2 条の規定による改正後の長野県森林づくり県民税条例の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 22 年 7 月 8 日条例第 23 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 10 月 11 日条例第 71 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 12 月 18 日条例第 58 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の次に 1 条を加える改正規定 (第 5 条第 2 項に係る部分は除く。) は、公布の日から施行する。

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項の改正規定及び第 3 条第 1 項の改正規定 (「平成 35 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改める部分に限る。) は、公布の日から施行する。

(法人の県民税に関する規定の適用)

- 2 この条例 (第 3 条第 1 項の改正規定 (「平成 35 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改める部分を除く。)に限る。)による改正後の長野県森林づくり県民税条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。